

ちょっと待った!

知的財産なんて... 我が社に関係ないかと 思っていますか?

競合他社からの**模倣を防ぐ**
には何が必要?

店舗や商品の**ネーミング**や**ロゴ**を
勝手に使っているけど大丈夫?

商品・技術、**競合他社**の
動きを知る方法は?

「我が社のマネをするな！」
突然他社から**侵害警告!**

展示会で自社の**ノウハウ**が
漏れているかも!

新製品の**技術**や**デザイン**の
保護はどうしよう!



お気軽にご相談ください (相談無料)

☎ **048-621-7050**

月～金曜日 (年末年始・祝日を除く)

9:00～17:00 (12:00～13:00 は除く)

第2・第4土曜日は9:00～12:00

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) 事業 ※INPITは「いんぴっと」といいます。

INPIT 埼玉県知財総合支援窓口 (知的財産総合支援センター埼玉)



公益財団法人埼玉県産業振興公社



経営の視点に立って、中小企

相談無料

秘密厳守

ワンストップ

INPIT埼玉県知財総合支援窓口（知的財産総合支援センター埼玉）は、県内中小企業における知的財産の「創造」「保護」「活用」を図るためのワンストップ相談窓口です。

知的財産権とは

特許権

産業上利用できる新しい発明を保護（出願から20年）

液晶技術

スマートなデザイン

意匠権

物品のデザインを保護（登録から20年）

ブランド名

商標権

商品・サービスに使用するマーク（文字・図形・記号など）を保護（登録から10年、更新可）

電源スイッチ

コンピュータプログラム

実用新案権

物品の構造、形状の考案（小発明）を保護（出願から10年）

著作権

人間の思想、感情を創作的に表現したものを保護（著作者の死後50年）

ご相談について

STEP1



まずはお電話ください！

相談を希望される方は、あらかじめお電話をお願いします。

STEP2



相談

窓口担当者がご相談にお答えします。

- ・窓口での支援
- ・状況に応じた訪問支援（中小企業の場合のみ）

STEP3



弁理士

弁護士

必要に応じて知財専門家等が支援を行います。

専門家相談をご希望の方は、窓口担当者に事前にご相談ください。（要予約）

STEP4



フォローアップ支援を行います。

ご相談後も新たな知財ニーズの発生や知財経営のステップアップに向けたフォローアップ支援を行います。

知財経営の促進支援

知財活用への“気づき”を促し、知財経営実現のための各種支援を行います。

- ・自社の知財の発掘や権利化
- ・社内体制の整備（規定・ノウハウ管理）
- ・各種契約内容の見直し
- ・オーダーメイドでの社内向け知財研修開催
- ・ブランド戦略／デザイン戦略
- ・海外展開 など

連携支援

相談内容に応じて、外部専門家（弁理士・弁護士・企業OB・中小企業診断士・デザイナー・ブランド専門家等）を活用するほか、よろず支援拠点・公社内の他部門・各種支援機関と連携し、効果的に解決支援します。

特許情報プラットフォーム

（J-PlatPat）検索アドバイス

特許庁が開設している無料の検索システムを活用した情報検索方法をアドバイスします。

- ・自社の出願状況の整理
- ・他社の出願状況の調査
- ・特定分野の出願傾向の把握 など

知的財産に関する各種相談

出願・権利化の方法や料金、減免制度等についてアドバイスします。

電子出願アドバイス

窓口の専用端末を利用して電子出願をサポートします。事前準備についてもアドバイスします。

業の知財活動を支援します!!

支援事例の紹介

*「知財ポータル」サイトにほかの事例も掲載しております。



商標

北本トマトカレー

～北本市観光協会～

北本市の名産品トマトを活用したカレーについて「地域団体商標」を取得。その後も数々の賞を受賞し、各種メーカーとのコラボ商品も販売しています。



特許

意匠

商標

冷却タオルファン

～東京ファン株式会社～



体温調整が難しい高齢者や障がい者にも有効な熱中症対策製品について特許を取得。タオルかけのほか、襟かけ等、様々な使用方法に応用できるのも特徴です。

特許

商標

リフォーム畳

～大山畳店～

クッションフロアシートを使用した畳について特許を取得。高い衝撃吸収力で、高齢者や子供の転倒によるケガ防止のほか、車椅子も使用できるのが特徴です。



特許

意匠

アライグマ捕獲器

～埼玉県農業技術研究センター～



農作物被害や生態系被害の対策として、アライグマだけを効率的に捕獲することができる機構を企業と共同開発し、特許を出願、販売しています。

■相談を受けられる方へ（ご一読ください）

- ・限られた時間及び資料の範囲内で相談をお受けしアドバイスするため、アドバイスの内容について窓口担当者、専門家及び知財総合支援窓口のいずれも法的責任を負うものではないことを予めご了承ください。最終的なご判断はご相談者様ご自身でお願いします。
- ・知財総合支援窓口では誠意をもってご相談に対応しますが、相談内容によっては回答できることに限度があり、また、ご相談に応じかねる場合もありますので、予めご了承ください。
例えば、出願書類等（願書、明細書、補正書）や契約書などの代理作成は、法律（弁理士法、弁護士法等）で禁止されています。また、特許性の判断等についても、知財総合支援窓口では判断できず、一般的な見解を示すなどの助言に留まります。業務の代行等をご希望の場合は、弁理士や弁護士と個別に代理契約等していただくようお願いいたします。

知的財産のチェックリスト

- 自社にとっての知的財産が何なのかよくわからない。
- 他社の商標や特許等を無料で簡単に検索できるシステムを知らない。
- 社内に知的財産に関する教育を受けた者がいない。
- 契約内容について、知財に詳しい弁護士、弁理士に相談したことがない。
- 展示会・商談会等に出展する予定がある。
- 社外に出せる情報と出せない情報を区分けしていない。
- 関係者以外が工場・研究所内に簡単に入出りできる。
- 従業員の就業規則等に情報管理規定や罰則規定、職務発明規程や守秘義務の記載がない。
- 海外に生産拠点を新設／海外でOEM生産する計画がある。
- 出願・権利化（国内外）費用の減免制度を知らない。

1つでもチェックがついたら、ぜひご相談ください！



こちらまでお電話ください

WEB からの
お問い合わせはこちら

TEL:048-621-7050



公益財団法人 埼玉県産業振興公社
Saltama Industrial Promotion Public Corporation

I N P I T 埼玉県知財総合支援窓口
(知的財産総合支援センター埼玉)
〒 338-0001
さいたま市中央区上落合2丁目3番2号
新都心ビジネス交流プラザ3F
T E L 048-621-7050
F A X 048-857-3921
メール chizai@saitama-j.or.jp
U R L <https://www.saitama-j.or.jp/chizai/>



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。